

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

_____ (以下甲という。)と _____ (以下乙という。)
う。)は、選挙運動用自動車の運転手の雇用に関して、次のとおり契約を締結する。

(運転手の雇用)

1 甲は、選挙運動用自動車の運転手として、乙を雇用するものとする。

(雇用期間)

2 雇用する期間は、次のとおりとする。

_____年____月____日 から 同年____月____日 まで

(報酬)

3 甲が乙に支払う報酬の額は、次のとおりとする。

金 _____ 円

ただし、1日につき _____ 円とし、乙が運転業務に従事しない場合は、従事しない日1日 _____ 円減ずるものとする。

(支払の方法)

4 甲は、乙から請求のあった日から30日以内に、3に定める報酬を乙に支払うものとする。

(支払の特例)

5 甲が公職選挙法第141条第8項の規定により自動車を無料で使用することができる場合は、4の定めに関わらず、乙は、郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(平成20年3月27日郡山市条例第8号)の規定に基づき郡山市に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

この場合において、郡山市が乙に支払う金額が3に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各1通を所持するものとする。

_____年____月____日

甲 _____ 印

乙 _____ 印